

- 七 議案第五十号 福生市基本構想審議会条例
- 八 議案第五十一号 昭和六十三年度福生市一般会計補正予算(第二号)
- 九 議案第五十二号 昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)
- 十 議案第五十三号 昭和六十三年度福生市下水道事業会計補正予算(第一号)
- 十一 議案第五十四号 昭和六十三年度福生市受託水道事業会計補正予算(第一号)

陳情第六十三―九号

環境破壊につながる高層マンション建設反対の陳情書

貴議会におかれましては、日夜福生市発展並びに市民の民生安定と住みよい街づくりのために御活躍なされていくことを深く感謝申し上げます。

私たちの住む福生市も近年の地価高騰のための土地高度利用から最近高層マンションの建設が盛んに行われて、福生市も近隣市町村と同様に大きく変貌を遂げようとしております。このことは福生市の活性化につながり、市の発展にとつて非常に好ましいことと存じます。

しかしながら、マンション周辺住民の安寧と良好な環境を脅かすようなことがあつてはならないと存じます。このたび、私たちが居住及び営業している地域内に二棟の高層ワートルームマンション並びに一棟の集合住宅建設予定の標識が掲示されました。この地域は終戦直後米国空軍の横田基地への駐留に伴い、当時の国、都及び福生町（当時）の関係機関が駐留軍対策としてバー、飲食街の最適地として指定された特殊飲食街を形成して今日に至り、現在約百五十店のバー、飲食店をもつて「ひがし商栄会」を組織し福生市商工会の認可団体として環境衛生部会に所属し、厚生省並びに都の保健行政の推進・普及に協力している全国でも珍しい商業地域であります。

当該地域の商業活動に従事する従業員数は八百名を超え、家族を含めると実に三千名以上の人々がこの地域で生活資源を得ているのであります。

よつて以降に掲げる理由によりワートルームマンション二棟及び集合住宅一棟の建設開発計画を阻止していただきたく陳情する次第です。

#### （反対理由）

一、計画されている居住用ワートルームマンション及び集合住宅に面する道路は幅員四メートルに満たない部分があり、全長の約四分の三が私道の一方通行の「防災・防火・交通」対策上危険である。

二、ワートルームマンションは入居する単身者が生活の根拠としてではなく一時的に利用する場合が多く風紀上や環境上好ましからざる方法で利用することが多いというところであり、近隣住民の生活環境及び営業環境の悪化を防止するため。

三、ワートルームマンション建設予定地は都市計画法第八条第一号第一項に基づく福生都市計画用途地域決定による商業地域であり、居住専用ワートルームマンションは規模の大小を問わず今後市の開発計画に大きな支障を来し、加えて商店街の衰退・消滅につながり、営業権と生活権を確保するため。

四、福生市宅地等開発指導要綱第十三条に規定された商業地域における宅地開発行為について既存商業環境と調和するとは認めがたいこのワンルームマンションの建設を阻止するため。

(参考資料) 高層マンション建設計画表示及び建築主等からのお知らせ資料による

一、名称 センチュリー福生等

二、規模

(一) 集合住宅 ファミリー用 一棟 内 店舗 一 住宅用 二十戸

東京都福生市大字福生字奈賀八七六番地一三 (別図A)

(二) ワンルームマンション 単身者用一棟 十一戸

東京都福生市大字福生字奈賀八六九番地六 (別図B)

(三) ワンルームマンション 単身者用一棟 十一戸

東京都福生市大字福生字奈賀八七六番地二七 (別図C)

三、建築主

東京都練馬区南大泉三丁目九番二〇号

飯田建設株式会社 代表取締役 飯田一男

四、設計者

東京都田無市向台町六丁目一八番一〇号

藤田建築設計室 代表 藤田義春

五、施工者

東京都保谷市柳沢一丁目六番三号

伏見建設株式会社 代表取締役 飯田一男

以上

昭和六十三年七月二十九日

陳情者代表

福生市福生八七五番地 ひがし商栄会

会長 鈴木定雄 ㊟

福生市福生七八〇番地 福生社交飲食業組合

組合長 江川幸男 ㊟

他三百三十六人

福生市議会議長

村尾栄次殿

|     | (A)                   | (B)                  | (C)                  |
|-----|-----------------------|----------------------|----------------------|
| 地番  | 876-13                | 869-6                | 876-27               |
| 用途  | 店舗及び共同住宅              | 共同住宅                 | 共同住宅                 |
| 構造  | RC造                   | RC造                  | RC造                  |
| 階   | 5F                    | 5F                   | 5F                   |
| 住戸数 | 店舗1 住戸20              | 住戸11                 | 住戸11                 |
| 高さ  | 14.7m                 | 14.1m                | 14.1m                |
| 延面積 | 1084.33m <sup>2</sup> | 280.44m <sup>2</sup> | 270.50m <sup>2</sup> |



A B C 共通案内図

陳情第六十三―十号

「義務教育費国庫負担法」の改正に反対する陳情書

(陳情趣旨)

「義務教育費国庫負担法」の改正に反対し、少なくとも現行水準を維持することを求める意見書を政府及び関係行政官庁にあて提出していただきたい。

(陳情理由)

政府は、昭和六十年年度予算で「義務教育費国庫負担法」を改正して以来、同法の対象から、旅費・教材費等を矢継ぎ早に削除・除外し、来年度予算では公立小中学校事務職員・栄養職員の給与費等に対する国庫負担の廃止を再度検討していると伝えられています。

義務教育費国庫負担法第一条は、「義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを補償するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする」と明記しており、学校事務職員等を国庫負担の対象から外すことは、地方自治体の財政負担をさらに大きくさせ、負担法の基本精神をも踏みにじるものです。

私たちも、この間再三にわたり、都議会等に対して要請・請願を繰り返しており、都議会も、昨年・一昨年と「国庫負担制度維持」に関する意見書を国に送付しています。

昨年度は、貴議会でも「改正反対」の議決をしていただき、大蔵省の勇み足をただすこ

とができました。今回も、本陳情の趣旨について御審議を賜り、採択の上、政府及び関係行政官庁にあて意見書を提出していただくよう要請いたします。

昭和六十三年八月二十九日

陳情者代表

青梅市河辺町五―二十四

東京都公立学校事務職員組合西多摩協議会

委員長 酢 谷 寿美治 ㊦

福生市加美平一―二十二―一

同 福生分会代表 齊 藤 春 喜 ㊦

他九十五人

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

陳情第六十三—十一号

消費税（新型間接税）の導入に反対する陳情書

(陳情趣旨)

現在、国会に上程された消費税は、かつて国民が反対した売上税と基本的に変わりがありません。低い所得の者には高い税負担を強いる逆進性を持ち、また、物価上昇、消費の減退など、国民経済にマイナスの影響を与えることは必至です。私たちはこのような消費税(新型間接税)の導入に強く反対します。

つきましては、貴議会におきましても、消費税(新型間接税)の導入に反対する決議を議決するか、または意見書を政府、関係機関に提出していただきたく陳情いたします。

(陳情項目)

一、消費税(新型間接税)は導入しないよう決議、または意見書を政府関係機関に提出してくださう。

昭和六十三年八月三十日

陳情者代表

東京都青梅市西分三ー六五

消費税(新型間接税)に反対する

西多摩住民会議

代表 中 村 正 印

他 千十三人

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

福議発第百二十一号

昭和六十三年九月一日

殿

福生市議会議長 村 尾 栄 次

議案説明員の出席要求について

昭和六十三年第三回福生市議会定例会に御出席くださるよう、地方自治法第百二十一条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一日 時 九月七日(水) 午前十時

二場 所 福生市議会議場

昭和 6 3 年 度

第 1 回

# 定期監査報告書

福 生 市 商 工 会  
市 民 部 経 済 課

福 生 市 監 査 委 員